

一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会 退職共済事業運営規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会定款第4条第1号に規定する退職共済事業(以下「退職共済事業」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 定款とは、一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会の定款をいう。
- (2) 共済会とは、一般財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会をいう。
- (3) 理事長とは、一般財団法人愛知県社会福祉事業職員共済会の理事長をいう。
- (4) 事業主とは、社会福祉法人をいう。ただし、福祉を目的とする事業を経営する者で、理事長がこれを認めた場合は、対象の事業主とする。
- (5) 会員とは、前号に規定する事業主に使用され、かつ、事業主が経営する事業所の業務に常時従事することを要する職員であって、事業主および理事長が入会を承認した者をいう。

(事業運営の基本原則)

第3条 退職共済事業は、法令、定款およびこの規程その他の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期して執行されなければならない。

第2章 業務の内容

(業務の内容)

第4条 共済会は、定款第4条第1号に掲げる退職共済事業として、会員に対し退職給付金の給付を行う。

第3章 入会および退会等

(入会)

第5条 共済会に入会しようとする事業主は、様式第1号の申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 共済会に入会した際、事業主は退職金支給規程、就業規則、労働協定等のいずれかに共済会から支給される退職給付金は事業主が会員へ支払う退職金である旨を記載しなければならない。
- 3 共済会の会員になろうとする者は、事業主の承諾を得て、様式第2号の申込書を理事長に提出しなければならない。

(入会の承認)

第6条 理事長は前条の規定により入会の申込みを受けたときは、必要な調査を行い、適当と認めるときは、入会の承認をするものとする。

- 2 理事長は入会の承認をしなかった者に対しては、様式第2号の2の通知書により事業主を經由して通知するものとする。

(会員となる時期)

第7条 会員となる時期は、理事長が入会の承認をした日とする。

(退会)

第8条 事業主または会員が次の各号の一に該当したときは退会する。

- (1) 事業主が解散したとき。ただし、事業主の合併に伴うものは除く。

- (2) 事業主が事業を休廃止または公営移管したとき。
 - (3) 会員が死亡・退職または事業主が経営する事業所の業務に常時従事することを要する職員でなくなったときあるいは加入資格を失ったとき。
- 2 退職したものが、他の事業主の経営する事業所に2か月以内に再就職したときは、退職前の事業主および再就職後の事業主の同意を得た場合に限り前項の規定にかかわらず退会しなかったものとみなす。
 - 3 前項の場合該当会員は、退職した日から20日以内に様式第3号の願書を理事長に提出しなければならない。
 - 4 理事長は、前項の規定により会員期間通算の願出を受けたときは、適否を調査し、通算を承認しなかった者に対しては、様式第3号の2の通知書により、事業主を経由して通知するものとする。

(脱会)

第9条 事業主または、会員は、前条に該当しない場合で次の各号の一に該当したときは、理事長の承認を得て脱会することができる。

ただし、第2号にあっては事業主の承認を必要とする。

- (1) 他の制度への加入など事業主の都合により共済会をやめるとき。
- (2) 会員の意思により共済会をやめるとき。

(除名)

第10条 会員が、納付すべき掛金を3箇月以上納付しないときはこれを除名することができる。

(掛金等の不返還)

第11条 会員がすでに納付した掛金その他の拠出金は、返還しない。

第4章 掛金等

(掛金の納付)

第12条 会員は、会員となった日の属する月から退会した日の属する月までの掛金を共済会に毎月納付しなければならない。ただし、1事業主における会員期間が10日未満であった月を除く。

- 2 第8条第2項に該当し掛金を納付すべき月が重複するときは、前項の規定にかかわらず後の事業主における会員としての掛金を納付するものとする。

(掛金の額)

第13条 掛金の額は、標準給与の月額額の1000分の62とする。

- 2 前項の掛金の額は、退職共済事業の財政の健全化を図るため、おおむね3年ごとに収支の状況の再計算を行い、財政状況に応じて変更することができる。

(事業主負担)

第14条 会員を使用する事業主は、会員が納付すべき掛金の2分の1を負担するものとする。

ただし、前条第2項の規定により掛金の額に変更があったときは、負担率を変更することがある。

(掛金納付の方法および納付期限)

第15条 理事長は、様式第4号の明細書および第4号の2の告知書により納付すべき掛金額を毎月事業主に通知するものとする。

- 2 事業主は、会員の掛金を毎月とりまとめ、自己の負担金と合わせて、あらかじめ指定された金融機関への振込により翌月末日までに納付するものとする。
- 3 事業主はその経営する事業所の長(以下「施設長等」という。)に前項の事務を代行させること

ができる。

(督促および延滞金)

第16条 理事長は、掛金を滞納した者があるときは、その者に対して様式第5号により納付期限を付して督促通知をしなければならない。

- 2 前項の督促通知に付された納付期限を経過してもなお掛金を納付しない者に対しては、掛金100円につき1日4銭の割合で、納付期限の翌月から掛金を納付した日までの日数によって計算した額(1日未満は切り捨てる。)の延滞金を徴収する。
ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金を徴収しない。

第5章 退職給付金の給付

(退職給付金の給付)

第17条 共済会は、会員が1年以上在会し、退会(第9条によるは除く。)したときは、そのものに退職給付金を給付する。

- 2 共済会は、会員が死亡したことにより退会したときは、その遺族に退職給付金を給付するものとする。
- 3 退職給付金の給付の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 会員が会員期間20年未満で退会したときは、退職一時金を給付し、会員が死亡したことにより退会したときは、遺族一時金を給付する。
 - (2) 会員が会員期間20年以上で退会したときは、退職年金を給付し、会員が死亡したことにより退会したときは、遺族年金を給付する。
ただし、会員の選択により年金に代え、一時金を給付することもできる。

(遺族の範囲および順位)

第18条 前条の規定により退職給付金の給付を受けるべき遺族は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしていないが、会員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母、または兄弟姉妹で、会員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたもの。
- (3) 前号に掲げる者のほか、会員の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹で、第2号に該当しないもの。

- 2 退職給付金の給付を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序により、同項第2号および第4号に掲げる者のうちにあつては、その各号に規定する順位による。この場合において父母については、養父母実父母の順序により祖父母については、養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順序による。

- 3 前項の規定により退職給付金の給付を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、当該遺族は退職給付金の給付を受けるべき者を1人選ばなければならない。

(給与月額)

第19条 この規定において給与月額とは、会員が勤務の対償として事業主から受ける本俸、特殊業務手当をいう。

(標準給与)

第20条 標準給与の等級および月額は、会員の毎年4月の給与月額に基づき別表1の区分により定める。

- 2 前項の規定によって定められた標準給与の月額は、その年の4月から翌年の3月までの各月の標準給与の月額とする。
- 3 新たに会員となった者があるときは、そのものが会員となった日の現在の給与月額に基づき標準給与を定める。

- 4 前項の規定によって定められた標準給与の月額は、会員となった日の属する月から会員となった日の属する月の前月から起算して次の3月(年度末)までの各月の標準給与の月額とする。

(平均標準給与月額)

第21条 平均標準給与の月額は、退会の日属する月から起算して、その前1年間の各月における掛金算出の基礎となった標準給与の月額の合計額の12分の1に相当する額とする。

- 2 会員であった期間が1年に満たない者の平均標準給与の額は、会員であった全期間の各月における標準給与の月額の合計額をその期間の総月数で除して得た額とする。

(会員期間の計算)

第22条 退職給付金算出の基礎となる会員であった期間(以下「会員期間」という。)の計算は、会員となった日の属する月から退会した日の属する月までの期間の年月数とする。ただし、掛金を納付しなかった月を除く。

- 2 前項の場合において、1年に満たない期間が生じたときは、退職給付金または脱会一時金の算出期間から、これを除くものとする。

(退職給付金の額)

第23条 共済会が給付する退職一時金の額は、退会した者の平均標準給与の月額に、別表2の左欄に掲げる会員期間および同表の上欄に掲げる次の退会理由による区分に応じ、その下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

- (1) 結婚、定年、転職等により退職したとき、また、会員の要件を失って退職したとき(懲戒免職または懲戒解雇以外の解雇扱いでの退職、会社都合による退職を含む)その他第2号退会または第3号退会にあてはまらない退職(以下「第1号退会」という)。
- (2) 死亡または事業主が解散することにより加入継続が不可能になった退職(以下「第2号退会」という)。
- (3) 業務上の傷病または死亡による退職(以下「第3号退会」という)。(業務災害と認められたものに限る)。

- 2 退職年金の給付金の額は、退職年金規程によるものとする。

(退職給付金等の端数計算)

第24条 退職給付金および平均標準給与の月額に1円に満たない端数を生じたときは、これを1円に切り上げる。

(退職給付金の給付制限)

第25条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、退職給付金を給付しない。

- (1) 懲戒免職及び懲戒解雇または、禁固以上の刑に処せられたとき。
- (2) 退職給付金の請求または受領に関して虚偽または、不正の事実があったとき。
- (3) 掛金の納付を怠ったとき。

- 2 会員を故意に死亡させた者には、退職給付金を給付しない。

- 3 事業主および会員が脱会したときは、退職給付金は給付しない。
ただし、事情により別に定める脱会一時金を支給することができる。

(退職給付金の請求)

第26条 退職給付金の給付を受けようとする者は、事業主または施設長等を経由して、様式第6号による請求書を理事長に提出しなければならない。

- 2 死亡による場合の退職給付金の請求には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 死亡を証する書類
- (2) 遺族と死亡した会員との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本または事実上婚姻関係と同様の事情にあった事実を明らかにすることができる書類

- (3) 遺族が死亡した会員の配偶者以外の者であるときは、その者より先順位の遺族がないことを明らかにすることができる書類
- (4) 遺族が第18条第1項第2号および第3号に掲げる者であるときは、会員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたことを明らかにすることができる書類
- (5) 退職給付金の給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、退職給付金の正当請求人であることを証する書類
- (6) 職務上の死亡によるものであるときは、その原因、経過等を明らかにした、第3者機関および事業主の証明書

3 退職したものが、職務に起因する傷病によりその職に堪えず退職した場合は前2項第6号に掲げる書類を、婚姻その他の事由により会員期間中の氏名と異なることとなった場合においては、その者の戸籍抄本を第1項の請求書に添付しなければならない。

(請求権の時効消滅)

第27条 退職給付金の給付を受ける権利については、会員が退会した日から5年を経過したときは、時効によって消滅する。

(裁定・給付)

第28条 理事長は、前条の請求書を受領したときは、これを審査し退職給付金を給付すべきものと認めるときは速やかに請求者に対し、様式第7号による裁定支払通知書を交付するとともに給付金を給付し、退職給付金支払明細表を事業主または施設長等に交付する。

2 前項の場合において、審査の結果退職給付金を給付することができないと認めるときは、理事長は、様式第7号の2による退職給付金裁定通知書を事業主または施設長等および請求者に交付する。

(受領書の提出)

第29条 退職給付金を受領した請求者は、速やかに理事長に受領書を提出しなければならない。ただし、送金にかかわる金融機関の証拠書類をもってこれに代えることができる。

第6章 異動届等

(異動届)

第30条 事業主または施設長等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、10日以内に様式第6号、様式第8号から様式第11号までによる異動届のいずれかを理事長に提出しなければならない。

- (1) 会員が、休職、停職等により掛金を中断し、又は、これを再開するとき。
- (2) 会員が、第8条に該当し、退会するとき。
- (3) 会員の氏名に変更があったとき。
- (4) 会員が、当該事業主の経営する他の事業所に配置替えになったとき。
- (5) 会員が、第9条により、退会するとき。

2 事業主は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、10日以内に様式第12号または様式第13号による異動届を理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業主の氏名、住所および法人の代表者等を変更したとき。
- (2) 事業所の名称、住所等を変更したとき。
- (3) 事業主が、第8条に該当し、退会するとき。
- (4) 事業主が、第9条により、脱会するとき。

(給与の届出)

第31条 事業主または施設長等は、毎年4月15日までに様式第14号による標準給与月額算定基礎届を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により提出された標準給与月額算定基礎届に基づき、速やかに会員の標準給与の等級および月額ならびに掛金の額を決定し、様式第15号の通知書により事業主又は施設長に通知するものとする。

第7章 補 則

(休暇等の場合の特例)

第32条 会員が、会員期間中に休暇等の理由により事業主から給与の全部又は一部の支給を受けなくなった場合においても現実に退職するまでは、なお共済会の会員としての規定を適用する。

- 2 前項の場合において掛金を納付しない場合には、その期間は退職給付金算出の基礎となる会員期間から除くものとし、第10条および第25条の規定は適用しない。

(調査等)

第33条 共済会は、掛金又は退職給付金にかかる事項等につき必要があると認めたときは、事業主の帳簿書類等を調査し、又は事業主から報告を求めることができるものとする。

(審査の請求)

第34条 退職共済事業に関する共済会の処置に対し不服のある会員又は事業主は、理事長に対し、文書をもって審査の請求をすることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による審査の請求があったときは、速やかに審査委員会に諮問して、裁決してなければならない。
- 3 裁決は、文書によりかつ理由を付して行うものとする。
- 4 審査委員会に関する規程は、別に定める。

(諸帳簿の整備)

第35条 共済会は、会員に関する原簿、退職給付金の給付に関する帳簿、会計に関する帳簿および退職共済事業を運営するために必要な諸帳簿を常に整備しておかなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は昭和43年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

第2条 財団法人愛知県民間社会福祉事業職員共済会規程(以下「旧規程」という。)は、昭和43年3月31日限りで廃止する。

(旧規程による会員の取扱い)

第3条 昭和43年3月31日現在において旧規程による会員である者は、この規程による会員とする。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則
この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成14年4月1日から施行する。
施行日現在の加入事業所は、変更後の第2条第3項の規定による事業主とみなす。

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成17年3月30日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成31年3月26日から施行する。

附 則
この規程は、令和2年10月1日から施行する。

附 則
この規程は、令和5年1月1日から施行する。

別表 1

標準給与月額と掛金

(平成7年4月1日から実施)

等級	標準給与月額 (円)	給与月額		掛金	
		円以上	円未満	会員・事業主	計
				$\frac{31}{1000}$ (円)	$\frac{62}{1000}$ (円)
1	72,000	74,000未満		2,232	4,464
2	76,000	74,000 ~ 78,000		2,356	4,712
3	80,000	78,000 ~ 82,000		2,480	4,960
4	84,000	82,000 ~ 86,000		2,604	5,208
5	88,000	86,000 ~ 90,000		2,728	5,456
6	92,000	90,000 ~ 94,000		2,852	5,704
7	96,000	94,000 ~ 98,000		2,976	5,952
8	100,000	98,000 ~ 103,000		3,100	6,200
9	105,000	103,000 ~ 108,000		3,255	6,510
10	110,000	108,000 ~ 113,000		3,410	6,820
11	115,000	113,000 ~ 118,000		3,565	7,130
12	120,000	118,000 ~ 123,000		3,720	7,440
13	125,000	123,000 ~ 128,000		3,875	7,750
14	130,000	128,000 ~ 133,000		4,030	8,060
15	135,000	133,000 ~ 138,000		4,185	8,370
16	140,000	138,000 ~ 143,000		4,340	8,680
17	145,000	143,000 ~ 148,000		4,495	8,990
18	150,000	148,000以上		4,650	9,300

別表 2

退職給付金乗率表

(平成16年4月1日施行)

会 員 期 間	退 会 理 由		
	第1号退会	第2号退会	第3号退会
1年	0.6	1.5	1.5
2年	1.2	2.0	3.0
3年	1.8	3.0	4.5
4年	2.4	4.0	6.0
5年	3.0	5.0	7.5
6年	4.5	6.0	9.0
7年	5.25	7.0	10.5
8年	6.0	8.0	12.0
9年	6.75	9.0	13.5
10年	7.5	10.0	15.0
11年	8.88	11.1	16.65
12年	9.76	12.2	18.3
13年	10.64	13.3	19.95
14年	11.52	14.4	21.6
15年	12.4	15.5	23.25
16年	13.28	16.6	24.9
17年	14.16	17.7	26.55
18年	15.04	18.8	28.2
19年	15.92	19.9	29.85
20年	21.0		34.65
21年	22.2		36.63
22年	23.4		38.61
23年	24.6		40.59
24年	25.8		42.57
25年	33.75		44.55
26年	35.25		46.53
27年	36.75		48.51
28年	38.25		50.49
29年	39.75		52.47
30年	41.25		54.45
31年	42.5		56.1
32年	43.75		57.75
33年	45.0		59.4
34年	46.25		61.05
35年	47.5		62.7
36年	48.75		62.7
37年	50.0		62.7
38年	51.25		62.7
39年	52.5		62.7
40年	53.75		62.7
41年	55.0		62.7
42年	56.25		62.7
43年	57.5		62.7
44年	58.75		62.7
45年	60.0		62.7
46年以上	60.0		62.7